

令和7年（2025年）2月28日までの間に限り、 風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

- ▶ 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**
- ▶ そのため、令和7年（2025年）2月28日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種 ※ の対象者とし、クーポン券をお届けします。
※予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ 対象者の方には、**お届けしたクーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。
- ▶ 下関市へ転入された方で、転入前の市区町村で既に抗体検査・予防接種を受けた場合は対象外となるためこのクーポン券は破棄してください。（クーポン券の使用は、1回のみです。）
- ▶ 市外へ転出される場合は、下関市が発行したクーポン券は使用できません。お住まいの市区町村にクーポン券の発行を申請してください。（クーポン券の使用は、1回のみです。）
- ▶ 紛失等の場合は再発行しますので、保健医療政策課へご連絡ください。
- ▶ **令和元年度～令和3年度に送付したクーポン券は使用できません。**

～抗体検査・予防接種までの流れ～

クーポン券が届きます

抗体検査（クーポン券、本人確認書類が必要です。）

抗体検査の結果が通知されます
（※医療機関に結果を受け取りに行くこともあります）

抗体なし

- ・ 風しんへの抵抗力がありません。
- ・ 風しんにかかるリスクがあります。

抗体あり

- ・ 風しんへの抵抗力があります。
- ・ 定期の予防接種の対象となりません。

予防接種を受けましょう

（クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要です。）

市内の医療機関で抗体検査・予防接種を受ける場合は、別紙「市内医療機関リスト」を御参照ください。
（最新の情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。）

★ 抗体検査

- ① 事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けられる場合があります。
- ② 抗体検査は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

★ 予防接種

- ① 平成26年4月1日以降に風しんの抗体検査を受け、十分な抗体価がないことの証明がある方は、抗体検査を受けずに予防接種を受けることができます。
- ② 当日の体調や基礎疾患等で受けられない可能性もあります。また、接種後、副反応が発生するおそれもありますので、必ず医師に相談してください。
- ③ 予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

★ 注意事項

抗体検査・予防接種を受ける際は、事前に受診予定の医療機関に電話をし、希望される日に検査・接種が可能か確認のうえ、受診してください。

令和4年度及び令和5年度28日に発行したクーポン券

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

よくある
ご質問

風しんの追加的対策の詳細な情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

お問合せ先

【風しん抗体検査に関すること】

下関市保健部保健医療政策課 感染症対策係
TEL 083-231-1530 FAX 083-231-1376

【定期の予防接種に関すること】

下関市保健部健康推進課 成人保健係
TEL 083-231-2664 FAX 083-235-3901

